

船舶国籍証書の検認申請

船舶法第 5 条の 2 第1項
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

船舶国籍証書の交付(又は前回検認)を受けた日より、

- ・総トン数 100 トン以上の鋼製船舶は4年
- ・総トン数 100 トン未満の鋼製船舶は2年
- ・木製船舶は1年

を経過した後、国土交通大臣の定める期日まで。

【申請書様式】

船舶国籍証書検認申請書〔第8号書式(第30条の3関係)〕

【添付書類】各1通

《船舶所有者が法人の場合》

- ・船舶国籍証書
- ・船舶登記簿謄本
- ・法人の登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- ・住民票(代表者全員と業務執行役員の 2/3 人数分以上の住民票)
(例えば、代表者 2 人と業務執行役員が 3 人いる法人の場合は、代表者 2 人分と役員 2 人分の計 4 人分の住民票が必要です。)

《船舶所有者が個人の場合》

- ・船舶国籍証書
- ・船舶登記簿謄本
- ・名義人の住民票

※実船検認の場合は、船舶国籍証書(原本)の提示は実船検認時でもかまいませんが、この場合、当該証書の写しを申請する際に添付してください。

また、「検認期限指定書」又は「検認延期許可書」の交付を受けている場合は、前述同様、申請する際に当該指定書(又は許可書)も添付してください。

※実船検認に際しては、船舶測度官の実船検認を受ける日時・場所を事前に調整する必要があるため、期日には余裕をもって、申請手続きを行ってください。

※住民票は、前回検認を受けた日（検認を受検したことがない船舶は、新規登録された日）の翌日以降のもの。登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本）は 3 ヶ月以内のものが必須です。

※添付書類は、検認審査で確認した後お返しします。

【手数料】 なし

【申請先】 最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）
又は、運輸支局（海事事務所）